

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市消防職員大型自動車免許取得助成金		市の担当部課	消防総務課						
				問い合わせ先	65-3121						
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		対象職員 6名		代表者名	—						
関係規定	法令	—		条例	—						
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市消防職員大型自動車免許取得 助成金交付要綱						
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	令和7年度	補助終了年度	未定				
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市消防署の災害出動体制の維持に必要なものであり、他 の機関に対して補助する必要はない。				補助制度検証	令和9年度 実施予定				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		大型自動車免許は、消防業務の遂行に必要な資格である。消防職員に対して大型自動車免許 の取得にかかる費用を助成することで、消防自動車の機関員(運転、操作員)を確保し、災害出 動体制を適正に維持することができるようになる。									
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算			
		- 円		- 円		900,000 円		1,050,000 円			
		- 円)		- 円)		(900,000 円)		(1,050,000 円)			
市の補助金を使って 実施した事業の内容		消防職員が大型自動車免許を取得した場合に、自動車学校に支払った入学金、講習費等の費 用に対して助成した。									
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			1,893,960 円						
		うち補助事業全体の経費			1,893,960 円						
		うち補助対象経費			900,000 円						
		補助対象経費の内訳			自動車教習所入学金及び講習料					1,893,960 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額			定額を支給						
		補助限度額			150,000円						
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	必要経費が確定した後に交付しているため、精算が必要 なもの						
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		消防職員が積極的に大型自動車免許の取得を目指せる環境を整えたことで、災害出動体制を 持続的に維持できるようになった。									
その他参考事項		—									
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			0 円						
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			0 円						
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						無			

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市消防団分団運営交付金		市の担当部課	消防総務課		
				問い合わせ先	65-3122		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市消防団第1分団はじめ7団体		代表者名	消防団長 大澤誠治		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市消防団分団運営交付金支給要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		犬山市消防団の各分団を対象としているため。			補助制度検証	令和9年度実施予定	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		分団運営に必要な消耗品の購入や車両や車庫の軽微な修繕など、公費で賄うべき事業を対象としており、交付金として各分団に支給することで迅速な対応が可能となっている。 この交付金により消防団施設、装備を維持し災害対応力の強化を図ることができる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円		
		(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		・福利厚生事業（消防団員福祉共済加入） ・備品購入事業（投光器、トランシーバー） ・消耗品購入事業（訓練用シューズ、消防用手袋等）					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		1,603,174 円			
		うち補助事業全体の経費		1,603,174 円			
		うち補助対象経費		1,603,174 円			
		補助対象経費の内訳		消耗品費 1,141,056 円			
				備品購入費 114,049 円			
				維持管理費 66,069 円			
				福利厚生費 282,000 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額を支給			
		補助限度額		第1から第5分団25万円、第6分団20万円、女性分団5万円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	補助対象経費が交付額を上回っていたため清算の必要がないもの		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		消防団の災害対応力を強化できた。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		自衛消防団体育成補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当				
				問い合わせ先	65-0119				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		内田自警団 ほか10団体		代表者名	田中 志典				
関係規定	法令	—		条例	—				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自衛消防団体育成補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	未設置		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証	令和7年度実施		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市が補助金を交付することで、市内各地区に組織された自衛消防団体の運営を存続させ、常備消防や消防団だけでは対応困難な地震等の大規模災害時の備えとする。							
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算	
		120,000 円		110,000 円		110,000 円		120,000 円	
		(120,000 円)		(110,000 円)		(110,000 円)		(120,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		・可搬ポンプによる消防訓練の実施 ・自衛消防団体が維持管理する資機材の整備							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—				
		うち補助事業全体の経費			2,778,178 円				
		うち補助対象経費			200,442 円				
		補助対象経費の内訳			自衛消防隊の活動に必要な備品、消耗品の購入				
					機械器具の整備				
					傷害保険の加入				
補助額の算出方法		補助率、補助額		1 団体につき10,000円					
		補助限度額		1 団体につき10,000円					
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	補助額が適正に使用され、余剰金は発生しないため。				
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		自衛消防団体の活動が、地域の住民の安心につながり、防災意識向上に寄与している。							
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無				

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		街頭消火器設置補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		東専正寺町内会 ほか53団体		代表者名	小川 錠司		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	街頭消火器設置事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設置	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	令和7年度実施	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市が補助金を交付することで、町内の各所に消火器が設置され、火災発生時の初期消火体制が構築される。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		819,570 円	830,420 円	1,325,380 円	1,320,000 円		
		(819,570 円)	(830,420 円)	(1,325,380 円)	(1,320,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市の補助金を使用して、町内会が消火器や格納箱を街頭に設置した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		3,104,074 円			
		うち補助対象経費		2,989,494 円			
		補助対象経費の内訳		消火器の購入設置 307本			
				格納箱の購入設置 84箱			
補助額の算出方法		補助率、補助額		消火器:設置経費の1/2、または上限4,000円 格納箱:設置経費の1/2、または上限3,000円			
		補助限度額		1町内会につき、消火器10本(40,000円)、格納箱10箱(30,000円)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	購入金額に変更があった場合は変更承認申請書が必要。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		町内の各所に消火器が設置されたことで初期消火体制が整えられ、住民の安心・安全を得ることができた。					
その他参考事項		消火器は10年を目途に取り換える必要があるため、新設以外に更新に伴う申請が多い。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		初期消火器具整備費補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		令和7年度の執行はなし		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市初期消火器具整備費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成31年度	補助終了年度	令和10年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—			補助制度検証	—	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		初期消火器具を各地区に設置することで、消火器では対応困難な火災や、地震等の大規模災害時で消防隊の到着が遅延する場合に、住民によって被害の拡大を抑制するための備えとする。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		0 円	0 円	0 円	300,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(300,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		初期消火器具の購入に係る費用の1/2			
		補助限度額		150, 000円			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	金額変更の場合は事業計画変更が必要		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		初期消火器具が設置された地区で消火訓練が実施され、初期消火体制の強化と防火意識が向上した。					
その他参考事項		令和元年度から令和6年度の6年間で8地区に初期消火器具を設置した。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。